



2026年2月26日

各位

会社名 トーセイ株式会社
代表者名 代表取締役社長 山口誠一郎
(コード番号8923 東証プライム市場)
(コード番号S2D シンガポール証券取引所メインボード)
問合せ先 取締役専務執行役員 平野 昇
(TEL 03-5439-8807)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、社外取締役を除く当社の取締役に対する業績連動型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度Ⅰ」といいます。）および社外取締役に対する事後交付型譲渡制限付株式を付与する株式報酬制度（以下「本制度Ⅱ」といいます。）に基づき譲渡制限付株式としての自己株式処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 本自己株式処分の概要

(1) 払込期日	2026年3月25日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 36,450株
(3) 処分価額	1株につき1,634円
(4) 処分価額の総額	59,559,300円
(5) 処分予定先	社外取締役を除く取締役6名 35,841株 社外取締役3名 609株

2. 本自己株式処分の目的及び理由

当社は、2024年1月25日開催の取締役会において、①社外取締役を除く当社の取締役（以下「制度対象取締役」といいます。）の報酬と会社業績および当社の株式価値との連動性をより明確化すること、ならびに制度対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、制度対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、制度対象取締役に対する新たな報酬制度として、本制度Ⅰを導入すること、ならびに、②当社の社外取締役に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、社外取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、社外取締役に対する新たな報酬制度として、本制度Ⅱを導入することを決議いたしました。

また、2026年2月26日開催の第76回定時株主総会において、本制度Ⅰにより発行または処分される当社の普通株式の総数は年間400,000株以内とし、その金額は既存の金銭報酬枠とは別枠で年額400百万円以内とすること、および本制度Ⅱにより発行または処分される当社の普通株式の総数は年間40,000株以内とし、その金額は既存の報酬枠とは別枠で年額40百万円以内とすること等につき、ご承認をいただいております。

今般、当社は、本日開催の取締役会において、本制度Ⅰに基づき、制度対象取締役6名に対し、金銭報酬債権合計58,564,194円を支給し、それを現物出資させて当社の普通株式35,841株を処分すること、および本制度Ⅱに基づき、社外取締役3名に対し、金銭報酬債権合計995,106円を支給し、それを現物出資させて当社の普通株式609株を処分することを決議いたしました。

3. 本制度Ⅰの概要

本制度Ⅰは、制度対象取締役に対し、当社の各事業年度（以下「評価期間」といいます。）中の業績目標を取締役会においてあらかじめ設定し、当該業績目標の達成度等に応じて算定される数の当社の普通株

式（以下「当社株式Ⅰ」といいます。）を付与するパフォーマンス・シェア・ユニットを用いた業績連動型株式報酬制度であり、付与される当社株式Ⅰに一定の譲渡制限を付する制度です。

本制度Ⅰにおいては、制度対象取締役の役位および業績の数値目標の達成度に応じて各対象取締役に交付する当社株式Ⅰの数を決定いたします。

今回の業績評価期間は、2024年12月1日から2025年11月30日までであり、用いる業績の数値目標は、連結税引前利益を採用しております。

本制度Ⅰによる当社株式Ⅰの交付に当たっては、当社株式Ⅰに、概要以下の事項を含む譲渡制限等を付しております。

(1) 譲渡制限期間

制度対象取締役は、2026年3月25日（払込期日）から当社の業務執行取締役および執行役員のいずれも退任する日（当該日より、金融商品取引法施行令第2条の12第1号の適用を受けるために譲渡を禁止する必要がある期間が満了する時点が遅い場合には、その時点）までの間（以下「本譲渡制限期間Ⅰ」という。）、割当てを受けた当社株式Ⅰ（以下「本割当株式Ⅰ」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2) 譲渡制限の解除条件

本譲渡制限期間Ⅰが満了した時点で、制度対象取締役が保有する本割当株式Ⅰの全てにつき、譲渡制限を解除する。ただし、制度対象取締役が、本譲渡制限期間Ⅰ中に、死亡その他当社の取締役会が正当と認める事由により当社の取締役および執行役員のいずれも退任した場合は、当該退任の時点をもって、制度対象取締役が保有する本割当株式Ⅰの全てにつき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は制度対象取締役が法令、社内規則の違反その他本割当株式Ⅰを無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式Ⅰを当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式Ⅰは、本譲渡制限期間Ⅰ中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間Ⅰ中は、制度対象取締役が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

本譲渡制限期間Ⅰ中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本割当株式Ⅰの全てにつき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

4. 本制度Ⅱの概要

本制度Ⅱは、社外取締役に対し、当社の各事業年度（以下「対象期間」といいます。）中継続して当社の社外取締役の地位にあったことを条件として、当社の普通株式（以下「当社株式Ⅱ」といいます。）を付与する株式報酬制度であり、付与する当社株式Ⅱに一定の譲渡制限を付する制度です。ただし、当社の取締役会が定める業績条件を達成できなかった場合には、当該対象期間について当社株式Ⅱを交付しないものといたします。

今回の対象期間は、2024年12月1日から2025年11月30日までであり、連結税引前利益が一定額に達しなかった場合には当社株式Ⅱを交付しないものとしております。

本制度Ⅱによる当社株式Ⅱの交付に当たっては、当社株式Ⅱに、概要以下の事項を含む一定の譲渡制限等を付しております。

(1) 譲渡制限期間

社外取締役は、2026年3月25日（払込期日）から当社の社外取締役を退任する日（当該日より、金融商品取引法施行令第2条の12第1号の適用を受けるために譲渡を禁止する必要がある期間が満了する時点が遅い場合には、その時点）までの間（以下「本譲渡制限期間Ⅱ」という。）、割当てを受けた当社

株式Ⅱ（以下「本割当株式Ⅱ」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

（２）譲渡制限の解除条件

本譲渡制限期間Ⅱが満了した時点で、社外取締役が保有する本割当株式Ⅱの全てにつき、譲渡制限を解除する。ただし、社外取締役が、本譲渡制限期間Ⅱ中に、死亡その他当社の取締役会が正当と認める事由により当社の社外取締役を退任した場合は、当該退任の時点をもって、社外取締役が保有する本割当株式Ⅱの全てにつき、譲渡制限を解除する。

（３）当社による無償取得

当社は、社外取締役が法令、社内規則の違反その他本割当株式Ⅱを無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式Ⅱを当然に無償で取得する。

（４）株式の管理

本割当株式Ⅱは、本譲渡制限期間Ⅱ中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間Ⅱ中は、社外取締役が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

（５）組織再編等における取扱い

本譲渡制限期間Ⅱ中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本割当株式Ⅱの全てにつき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

5. 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

処分予定先に対する本自己株式処分の払込金額は、本制度Ⅰ、Ⅱに基づき、恣意性を排除した価額とするため、2026年2月25日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1,634円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、処分予定先にとって特に有利な価額には該当せず、合理的なものと考えております。

以 上